○国土交通省告示第千三百十六号

国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十七号）第十三条から第十六条まで及び東日本大震災復興特別区域法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第四号）第二条から第四条までの規定に基づき、国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第十三条から第十六条まで及び東日本大震災復興特別区域法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項に関する命令第二条から第四条までの国土交通大臣が定める書類等を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日　国土交通大臣　前田　武志

国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第十三条から第十六条まで及び東日本大震災復興特別区域法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令第二条から第四条までの国土交通大臣が定める書類等

国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第十三条から第十六条まで及び東日本大震災復興特別区域法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令第二条から第四条までの国土交通大臣が定める書類又は事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書類又は事項とする。

一　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第五十四条第三項及び第四項の規定による協議及び同意に関する事項　同条第一項に規定する申出地区が住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）第四条各号に掲げる基準を満たすことを証する書類

二　法第五十四条第五項の規定による手続に関する事項　前号に規定する書類のうち市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会の議を経るために必要な書類

三　法第五十四条第九項の規定による住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第七条各号に掲げる者への協議に関する事項　同法第六条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項のうち、同法第七条各号に掲げる者との協議に必要な事項

四　法第五十四条第九項の規定による国土交通大臣への協議に関する事項　住宅地区改良法第七条各号に掲げる者との協議をしたことを証する書類

五　法第五十六条第二項及び第三項の規定による協議及び同意に関する事項　次に掲げる書類（東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第三十四条第二項の規定により、当該書類の記載事項に相当する事項を復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に記載した場合にあっては、当該相当する事項を記載した書類を除く。）

イ　国土交通大臣が行う地籍調査に係る調査面積及び東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第九条各号に掲げる作業に要する費用の総額を記載した書類

ロ　国土交通省が行う地籍調査の実施区域図

ハ　法第五十六条第四項の規定による被災関連都道県知事（法第四十七条第二項第二号に規定する被災関連都道県知事をいう。）の同意を得たことを証する書類の写し（被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。）が単独で復興整備計画を作成する場合に限る。）

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

○国土交通省・環境省告示第二号

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省・環境省令第四号）第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省・環境省令第一号）第一項に基づき、国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣又は環境大臣等に対する協議に関する命令第一項の国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日　国土交通大臣　前田　武志

環境大臣　細野　豪志

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣又は環境大臣等に対する協議に関する命令第一項の国土交通大臣及び環境大臣が定める書類

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣又は環境大臣等に対する協議に関する命令（以下「命令」という。）第一項の国土交通大臣及び環境大臣が定める書類は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四十九条第五項又は第六項の規定により復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に記載しようとする次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第三十四条第二項又は規則第一条若しくは命令第一項の規定により、当該各号に定める書類の記載事項に相当する事項が、当該復興整備計画又は規則第一条若しくは命令第一項の法第四十九条第五項各号に掲げる事項を記載した書類に記載されている場合には、当該相当する事項を次の各号に定める書類の記載事項とみなすことができる。

一　法第四十九条第五項第一号に掲げる事項　次に掲げる書類

イ　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類

ロ　都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類に相当する書類

二　法第四十九条第五項第二号に掲げる事項　次に掲げる書類

イ　法第四十九条第五項第二号の許可又は届出に係る次に掲げる事項を記載した書類

(1)　行為の種類

(2)　行為の目的

(3)　行為の場所

(4)　行為地及びその付近の状況

(5)　行為の施行方法

(6)　行為の着手及び完了の予定日

ロ　行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

ハ　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

ニ　行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

ホ　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）